

第23回（令和8年度第1回）農地中間管理事業評価委員会の開催概要について

令和8年6月5日（金）に開催した農地中間管理事業評価委員会の概要は、次のとおりです。

- 1 令和7年度における農地中間管理事業の実施状況等について、本機構から、資料に基づき、説明を行った。
- 2 委員からは、次のような事項について、質問、意見等が出され、本機構から回答を行った。
 - 農地中間管理事業（貸借、売買）の実績について
 - 農地貸借が農地中間管理事業に一本化されたことに対する事務処理等の対応について
 - 地域計画の実現やブラッシュアップに対する支援について
 - 集落営農に係る支援状況について
 - 農地中間管理事業の推進における農業委員会との連携について
 - 農地の集約化の推進及び地域農業や農地の維持について
 - 機構関連農地整備事業の実施状況について
- 3 令和7年度における農地中間管理事業の実施状況等に関する委員の主な評価及び意見等は、次のとおりである。
 - (1) 中山間地が多くを占める愛媛県において、集約化を進めていくには難しい課題があると改めて感じた。だからといって、手をこまねいてはいけぬ。機構、市町、地域の担い手などの関係者間の意思疎通を一層密にして、新規の担い手や就農者を支えることにより、集約化につないでいっていただきたい。
引き続き、的確な業務の推進に努力をお願いする。
 - (2) 制度上の課題も多い中、機構においては、一本化に伴い、体制を強化するなど工夫を凝らしながら、想定された処理日数を大幅に下回る日数で迅速に事務を遂行しており、評価したい。
JAグループとしても、人と農地は農業に欠かせない資源と考えており、基盤強化が進んでいない中、農地の集約化は簡単ではないが、今後も、機構、県、市町等と連携して取り組んでいきたい。
 - (3) 農地中間管理機構として、農地中間管理事業の効率化や地域計画の推進に尽力していることを評価する。今後も、農地の集約、集積ありきではなく、どのようにして地域農業を振興させて農地を守っていくのかという視点から、機構としても、地域計画のブラッシュアップを支援していくことが重要である。
また、ブラッシュアップの過程においては、拙速を避け、慎重に話し合うとともに、農業者に対し、しっかりと地域計画や目標地図の啓蒙、普及を行い、その重要性を広く浸透させていく必要がある。
 - (4) 機構の積極的な取組状況について、よく理解できた。機構のみで対応できることには限界がある中で、地域や農業委員、消費者も巻き込み、関係者が一層連携し、トータルとして、様々な問題点をどのように解決するのか、食糧や農地をどうしていくのかといったことを考えていくことが重要である。

4 令和8年度の農地中間管理事業の実施方針については、次のとおりである。

(1) 農地中間管理事業の一層の理解浸透

農地中間管理事業の利用が大幅に増加する中、廃止された市町利用権設定手続きと混同するケースがあり、農地中間管理事業を円滑に実施するためには、生産現場に対して、一層の理解浸透を図ることが重要である。

このため、生産現場に対する本事業の周知活動や市町への事務委託による連携ほか、地方局・支局農地中間管理事業推進班会議等において、農地中間管理事業に関する情報提供や実施に係る課題の把握及び解決等に取り組むとともに、事務のさらなる効率化や迅速化に努める。

(2) 地域計画のブラッシュアップ

地域自らが地域の農地を守ることを基本に、地域の特性や農業者の意向の下で、令和6年度末に策定した地域計画のさらなる充実、情報共有を図る必要がある。地域の農業を担う担い手(以下、担い手)の育成・確保を図るとともに、生産性を改善するために農地集積や集約化を計画的に推進することが重要となっている。

このため、市町は地域の農業者のほか、農業委員会や農業団体等とも課題を共有の上、話し合い等を通じて目標地図をブラッシュアップしつつ、対応策となる農地中間管理事業の活用を進める。

(3) 集落営農組織の法人化等受け手となる担い手の育成

地域の優良農地を集積し利用するには、受け皿となる集落営農組織の法人化や認定農業者等の担い手を育成し、その経営を強化することが不可欠である。

このため、えひめ機構が設置するえひめ農業経営サポートセンターや県普及組織と連携し、集落営農組織の法人化や認定農業者の経営安定等を支援するとともに、スマート農業の推進に資する農業機械・施設の整備等を対象とする補助事業等の活用促進に取り組む。

(4) 新規就農者の確保及び円滑な就農定着に向けた支援

地域になじみが薄く、経営の実績がない新規就農者が、円滑に就農定着し、新たな地域農業の担い手となるためには、就農研修等を通じ、しっかりとした生産技術や経営能力を習得し、優良な農地を管理することが重要である。

このため、新規就農者の確保に当たっては、就農研修を行っている農協や県普及組織等と連携しながら、えひめ機構の就農相談員による相談活動やえひめ農業経営サポートセンターによる農業経営の伴走支援に取り組むとともに、農地中間管理事業を通じて、収益性の高い優良な園地や水田の確保に努める。

(5) 地域基盤整備事業の推進

農地の集積を進めるためには、受け手となる担い手が農地集積のメリットを感じ、効率的・効果的に利用できるよう、耕作条件が不利な農地を、傾斜が緩やかな園地や機械作業がしやすい水田に改良する農地基盤整備が重要である。

このため、県や市町、JA等と連携し、集落営農に取り組もうとする地域や基盤整備が十分行われていない農地等を対象に、農地中間管理機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業等の農地基盤整備事業を推進する。